埼医業Ⅰ第１０２９号
令和　８年７月１７日

郡市・大学医師会長　　殿
（感染症担当理事）

埼玉県医師会長　　金　井　忠　男
（担当常任理事　　髙　木　　学）
（公印省略）

令和８年度お盆期間における医療体制の確保について（依頼）

標記の件について、別紙のとおり埼玉県保健医療部長から通知がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、「県内医療機関　管理者あて」の文書を以て、会員医療機関への周知方ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

担　当：埼玉県医師会業務Ⅰ担当（飯野）
ＴＥＬ：０４８－８２４－２６１１
E-mail：iino@office.saitama.med.or.jp

感対第３３７－２号
令和８年７月１５日

一般社団法人埼玉県医師会
会長　金井　忠男　様

埼玉県保健医療部長　縄田　敬子（公印省略）

令和８年度お盆期間における入院医療体制の確保について（依頼）

本県の保健医療行政の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

夏季においては、帰省や花火大会などで多くの人と接する機会が増え、感染症の拡大が懸念されます。また、お盆の期間は、例年、休診する医療機関が増えることから、急な発熱などに対応できる医療体制の確保が重要となっています。

つきましては、県民の円滑な受診に繋げられるよう、お盆期間における医療体制の確保に係り、貴会会員への別添の周知について特段の配慮をお願いいたします。

なお、本件については、各保健所に対し別途依頼したことを申し添えます。

（別添）
「令和８年度お盆期間における医療体制の確保について（依頼）」（感対第３３７－１号）

担　当：感染症対策課　感染症担当
電　話：０４８－８３０－７３３０

収第1029号
R8. 7. 17
埼玉県医師会

感対第３３７－１号
令和８年７月１５日

県内医療機関　管理者　様

埼玉県保健医療部長　縄田　敬子（公印省略）

令和８年度お盆期間における医療体制の確保について（依頼）

本県の保健医療行政の推進につきまして、日頃より格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

現在、全国的に手足口病の流行がみられており、本県におきましても、７月１日に手足口病の流行警報を発令いたしました。また、県内では今年上半期に過去10年で最多となる麻しん患者数が報告されるなど、各種感染症の動向に注視が必要な状況が続いております。

さらに、夏季においては帰省や花火大会等のイベントが多くなり、人の交流や公共交通機関の利用が増加するため、様々な感染症の拡大リスクが懸念されます。また、お盆期間中（８月８日（土）～８月１６日（日））は各医療機関の診療体制の縮小が想定されることから、引き続き発熱等の症状を有する患者（以下「発熱患者等」という。）の医療体制の確保が極めて重要な時期となってきます。

つきましては、お盆期間中において、発熱患者等が外来診療および必要に応じた入院治療を適切に受けられるよう、下記のとおり外来・入院医療体制の確保等について御協力をお願い申し上げます。

記

１　【外来】外来医療体制の確保及び診療状況の回答について（全外来医療機関対象）

（１）外来医療体制の確保・準備について

○　新型コロナウイルス感染症は、令和６年４月から通常の対応に移行しております。しかし、お盆期間中は各医療機関の体制縮小が想定されるため、発熱患者等への診療に適切な準備をお願いいたします。

○　一方、診療が困難な場合には、対応可能な他医療機関への紹介や受診案内等の御対応をお願いいたします。

○　本県では、お盆期間中に発熱患者等の診療を行う医療機関の情報を集約し、８月６日（木）に県ホームページで公開いたします（※）。貴院で対応が困難な際の紹介先選定等に御活用ください。

※「医療機関の受診について（８月６日（木）公開予定)」
https://www.pref.saitama.lg.jp/a0710/kansen/hatsunetsu-shinryou.html

（２）県ホームページへの掲載に向けた診療状況の御回答（重要）

○　上記（１）のとおり県ホームページへの掲載（※公開）が可能な場合は、大変恐縮ですが、お盆期間中における貴院の診療日および診療時間について御回答をお願いいたします。

○　事前に正確な診療情報を公開することは、救急電話相談窓口（＃７１１９）のひっ迫を防ぎ、お盆期間中に患者が安心して受診するために極めて重要と考えます。

●回答期限：令和８年７月３１日（金）１７時００分
●回答方法：以下のＵＲＬ又は二次元コードから御回答ください

URL
https://apply.e-tumo.jp/pref-saitama-u/offer/offerList_detail?tempSeq=123091
二次元コード

〔照会項目〕
・医療機関名、保険医療機関番号
・医療機関所在地、連絡先
・令和８年８月８日（土）～８月１６日（日）の発熱患者等の診療日、診療時間
・小児、妊婦への対応の有無

（３）第二種協定指定医療機関の皆様へのお願い

○　感染症法に基づき第二種協定指定医療機関（発熱外来を行うもの）の指定を受けている医療機関におかれましては、上記（１）の外来医療体制の確保及び（２）の回答に積極的な御協力をお願いいたします。

○　この指定は、外来感染対策向上加算等の施設基準（*）の一つとされていることを踏まえ、御配慮を賜りますようお願いいたします。

(*)　外来感染対策向上加算等の施設基準（一部抜粋）
「当該保険医療機関の外来において、受診歴の有無に関わらず、発熱その他感染症を疑わせるような症状を呈する患者の受入れを行う旨を公表し、受入れを行うために必要な感染防止対策として、空間的・時間的分離により発熱患者等の動線を分ける等の対応を行う体制を有していること。」

○　また、流行局面における正確な状況把握のため、国が運営する医療機関等情報支援システム（G-MIS）を通じた外来状況の入力についても引き続き御協力をお願いいたします。

２　【入院】入院医療体制の確保について（入院機能を有する医療機関対象）

（１）入院受入れ体制の確保

○　医療機関の機能に応じて、お盆期間における発熱患者等の入院受入れ体制の確保をお願いいたします。

○　特に、妊産婦、小児、障害児者、認知症患者、がん患者、透析患者、精神疾患を有する患者、外国人等特別な配慮が必要な患者の入院受入れについて、積極的な御検討をお願いいたします。

○　感染症法に基づき第一種協定指定医療機関の指定を受けている医療機関におかれまして、診療報酬の感染対策向上加算において新興感染症への備え等が評価されていることを踏まえ、感染症患者の入院受入れに積極的な御協力をお願いいたします。

※１　感染対策向上加算１の施設基準（一部抜粋）
　新興感染症の発生時等に、感染症患者を受け入れることを念頭に、汚染区域や清潔区域のゾーニングを行うことができる体制を有すること。
※２　感染対策向上加算２の施設基準（一部抜粋）
　新興感染症の発生時等に、感染症患者又は疑い患者を受け入れることを念頭に、汚染区域や清潔区域のゾーニングを行うことができる体制を有すること。
※３　感染対策向上加算３の施設基準（一部抜粋）
　新興感染症の発生時等に、感染症患者若しくは疑い患者を受け入れることを念頭に、汚染区域や清潔区域のゾーニングを行うことができる体制又は発熱患者等の診療を実施することを念頭に、発熱患者等の動線を分けることができる体制を有すること。

（２）G-MIS「地域病床見える化」機能の積極的活用

○　病病連携による円滑な入院調整（転院調整等）のため、G-MISの「地域病床見える化」機能の積極的な御活用をお願いいたします。

○　受入可能病床数、重症患者用、回復後患者用、及び備考欄（特別な配慮が必要な患者の受入れ可否など）の最小限の項目について、入力の御協力をお願いいたします。

３　院内感染対策の徹底について（共通）

○　院内感染対策につきましては、手指衛生、個人防護具の適切な着用、ゾーニングや室内換気の徹底をお願いいたします。

○　対策の実施にあたっては、以下の指針等も適宜御参照ください。
「５学会による新型コロナウイルス感染症 診療の指針 ２０２５」（p130～140）
https://www.kansensho.or.jp/uploads/files/topics/2019ncov/covid_251017.pdf

【問い合わせ先】
担　当：保健医療部感染症対策課　感染症担当
電　話：０４８－８３０－７３３０